

- ① 市町村における判別・就学指導の体制
- ② 適正就学指導委員会の組織と運営
- ③ 適正就学指導の実際

5. 福島県心身障害児判別・就学指導会議の設置

(1) 目的

心身にならかの障害を有する児童・生徒および幼児の判別並びに就学の指導について、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うため、県内4方部に福島県心身障害児判別・就学指導会議を設置する。

(2) 名称、所管区域および庶務担当教育事務所

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県県北心身障害児判別・就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡	県北教育事務所
福島県県南心身障害児判別・就学指導会議	郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡	県中教育事務所
福島県会津心身障害児判別・就学指導会議	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	会津教育事務所
福島県浜通り心身障害児判別・就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	いわき教育事務所

(3) 職務

- ① 市町村教育委員会から委託を受けた心身障害児の判別と就学の指導に関すること。
- ② 判別・就学指導に関する資料の収集および配布に関すること。
- ③ 判別・就学指導に必要な市町村教育委員会との連絡および調整に関すること。
- ④ その他、設置の目的を達成するために必要なこと。

(4) 組織

判別・就学指導会議は13人以内の委員をもって組織する。

(5) 委員

福島県教育委員会教育長が任命または委嘱する。

- 専門医、心理学者、教育学者等
- 児童相談所、福祉事務所の専門職員等
- 特殊教育諸学校、小・中学校の教職員等
- 教育庁関係の特殊教育担当者

(6) 判別・就学指導等の委託申し込み期間

- ① 6月1日～6月30日まで
- ② 9月1日～9月30日まで
- ③ 12月1日～12月24日まで

(7) 設置年月日 昭和48年4月1日

〔高等学校教育課〕

I. 特殊教育諸学校学習指導法講習会

(1) 盲学校

- ① 目的
- 盲学校の教育課程に関する諸問題について研究協議し、学習指導の改善に資する。
- ② 主催 福島県教育委員会

③ 期日 昭和48年10月22日(月)

④ 会場 福島県立福島盲学校

⑤ 参加者 42名

⑥ 内容

ア、公開授業

イ、研究協議

○ 移行期における養護・訓練の実状について

○ 児童・生徒の体力向上について

○ 体力づくりを意図した養護・訓練

○ 機能回復訓練の試み

ウ、講演、講師

「欧米における特殊教育について」

○ 福島県立郡山盲学校教頭 柳沼誠

(2) 聾学校

① 目的

聾学校の教育課程に関する諸問題について研究協議し、学習指導の改善に資する。

② 主催 福島県教育委員会

③ 期日 昭和48年12月20日(木)

④ 会場 福島県立平聾学校

⑤ 参加者 27名

⑥ 内容

ア、公開授業

イ、研究協議

○ 豊かな語感を育てるためには、どのような指導が望ましいか。

ウ、講演、講師

「養護・訓練のためのテクニカルエイドについて」

○ 山形県立山形聾学校教諭 境 隆左衛門

(3) 養護学校(肢体不自由)

① 目的

養護学校の教育課程に関する諸問題について研究協議し、学習指導の改善に資する。

② 主催 福島県教育委員会

③ 期日 昭和48年10月12日(金)

④ 会場 福島県立郡山養護学校

⑤ 参加者 50名

⑥ 内容

ア、公開授業

イ、研究協議

「肢体不自由児の障害に応じた指導内容は、どうあるべきか」

ウ、講演、講師

「リハビリーションについて」

○ 財団法人太田総合病院

附属熱海総合病院長

太田舜二

2. 特殊教育諸学校寄宿舎指導研究協議会

① 目的

県立盲学校・聾学校および養護学校の寄宿舎における幼児・児童・生徒の指導上の問題点等について研究協議して解明を図り、もって舍監および寮母の資質の向上を図る。